

～現場代理人の常駐義務の緩和～ 現場代理人の「兼任」取扱いについて

石狩湾新港管理組合が発注する工事において、現場代理人が工事現場を兼任できる場合の取扱いは次のとおりです。

<兼任に係る取扱基準>

項目	兼任に係る取扱基準
金額	請負代金額が4,500万円未満の工事（建築工事は9,000万円未満） （ただし、建設業法施行令第27条第2項に該当する工事も対象）
件数	2件若しくは3件
範囲	原則、同一市町村内
発注機関	公共工事 （他の地方公共団体等発注工事を含むが、他発注機関が認めた場合に限る。）
届出	「現場代理人の兼任届」を提出し、兼任内容等の確認を受ける。
連絡対応	工事現場を離れる場合には、連絡員を配置 （連絡員は受注者の社員等で確実に連絡が可能である者）
その他	兼任する場合も、それぞれの工事における現場代理人の職務は適切に執行すること。

<現場代理人が工事現場を兼任する場合の事例（技術者を兼務している場合）>

	事例1	事例2	事例3	事例4
技術者	<監理技術者> 下請4.5千万円以上 (建築7千万円以上)	<主任技術者>		
		非専任 4.5千万円未満の工事 (建築9千万円未満)	専任 4.5千万円以上の工事 (建築9千万円以上)	建設業法施行令 第27条第2項に 該当 【参考】参照)
現場代理人	兼任不可	兼任可	兼任不可不可	兼任可

【参考】

「建設工事の技術者の専任等に係る取扱い」（平成26年2月3日国交省通知）

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第27条第2項が適用される場合に該当する。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分在同一の下請け業者で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。

※ 当該規定については、監理技術者には適用されません。

年 月 日

現場代理人の兼任届

石狩湾新港管理組合管理者 様

受注者 住所
氏名

印

下記の工事について現場代理人を兼任させたいので、届け出ます。
記

1 兼任する工事①

発注機関		
工事名		
工事場所		
工期		
請負金額		
工事概要		
現場代理人	氏名	連絡先
連絡員	氏名	連絡先

2 兼任する工事②

発注機関		
工事名		
工事場所		
工期		
請負金額		
工事概要		
現場代理人	氏名	連絡先
連絡員	氏名	連絡先

3 兼任する工事③

発注機関		
工事名		
工事場所		
工期		
請負金額		
工事概要		
現場代理人	氏名	連絡先
連絡員	氏名	連絡先

内容を確認したところ 基準を満たしていることから、兼任を認めます。
基準を満たしていないため、兼任はできません。

年 月 日 総括監督員

印

※この欄は、発注者用ですので、記入しないでください。
※不要な文字は削除すること。